

1. ヒトの行動を司る機序と各領域の関係

ヒトの行動は、第一信号系と第二信号系により司られる。

初めての物質摂取行動は第二信号系により意識的に司られるが、反復すると、その行動は第一信号系に成立した反射連鎖が無意識的に生じさせるものになる。また、規制薬物摂取を反復してきた者の一部は乏しい社会適応性を伴うので、その群には生活訓練が求められる。

援助側（教育、保健、医療）は最初の物質摂取を起こさないように教育するべきであり、また、反射連鎖を抑制する治療と社会性を回復させる生活訓練に対応しなければならない。

取締処分側（刑事司法体系）は、規制薬物摂取を罰する態勢を現在のとおり保持し、物質摂取行動を思いとどまる思考を強化し、また、必要な治療や訓練を受けないことを罰する態勢を充実させるべきである。

2. 薬物需要削減のための取締処分と援助の∞連携とその基本的構造

1) 対象者の要素

刑事司法体系の働きかけの対象となっており、同時に、医療あるいはその周辺の働きかけの対象となっている者は、種々の問題をさまざまな程度で持ち、極めて多様である。しかし、そのような者の中からいずれの一人を取り上げても、必ず持つ要素は、第一信号系において規制薬物摂取行動を司る反射連鎖が作動しやすい状態にあるという疾病性、ならびに、第二信号系が規制薬物摂取行動を司る反射連鎖の作動に対して抵抗できる能力を発揮しなかったという犯罪性、あるいは受けるべき治療あるいは訓練を受けないことを選択したという本人に責任を求められる要素がある。

2) 取締処分側と援助側の基本的態勢と摩擦

前記の第一信号系と第二信号系に問題をもった対象者に、取締処分側（刑事司法体系）と援助側（医療、保健、教育等）が自らの機能を発揮しようとするなら、通常、取締処分側専門職は犯罪性に焦点を当てて、証拠が揃えば強制的にでも捕まえて罰を与えようとし、援助側専門職は疾病性に焦点を当てて、受け入れて援助を提供しようとする。これらの異なる態勢を各領域が同一の対象群に適用することから、取締処分側と援助側は現場では正反対の方針をもつこととなる。取締処分側と援助側は一つの社会に設定されたものでありながら摩擦するものであると、浅薄には考えてしまう。

3) 共通の目的

取締処分側も援助側も、社会を平安に保ち、繁栄を支えるために機能するものである。最終目的が共通していることを考えると、協力することは可能なはずである。取締処分側は、犯罪をはたらいた者に対して罰を与え、再度罰を受けないために再犯を回避させる効果、並びに、これを社会の一般の者に対して示し、罰を受けないために犯罪を回避させる効果を発揮して、上記目的を達成しようとしている。

援助側は、対象者の回復、あるいはより良好な状態を保つために働きかけ、対象者の社会適応性を向上させる効果、また、社会が対象者を支援する負担を軽減する効果を発揮し

て、前記目的を達成しようとしている。

4) 二つの領域の要素と差異、及び相互補完性

取締処分側と援助側が共通の目的を持ちながら、各領域が自らの機能を発揮しようとするれば働きかけの方法が正反対となるのは、対象者の持つ犯罪性に対して強制的な働きかけが法により支えられているか否かによる。つまり、対象者の規制薬物使用という犯罪性に対応する強制力を、取締処分側は持ち、援助側は持たない。

この一点の差異により、犯罪性と疾病性を持つ対象者に働きかける関係機関は、取締処分側と援助側に2分される。従って、強制力があることに基づいて取締処分側に生じる様々な要素を強制力のない援助側は持たない。逆に、強制力がないことに基づいて援助側に生じる様々な要素を強制力のある取締処分側は持たない。つまり、取締処分側と援助側は、単独では欠点を持ち、両領域は相互補完的な関係にある。

5) 取締処分側と援助側の連携

対象者を目前にしたときの態勢が取締処分側と援助側の間に差異があることを理由にして、両領域が相互に関係を持って効果を高める方法を、どちらか一方の態勢に他方が合わせるものとしてはならない。そうすれば、片方の機能が損なわれ、その領域の存在価値が低減する。取締処分側と援助側の連携において効果を高めるためには、両領域の機能から生じる効果的な要素を保持し、対象者に提供しなければならない。つまり、まずは他方に影響されず独立して自らの機能を発揮し、対象者に十分な対応ができない場合に、不足している機能を、自らの機能を阻害しない方法で他方から得て補完するべきである。

6) 取締処分側と援助側が取るべき各態勢

各領域の機能と規制薬物乱用者の特性を考え、薬物需要削減に効果的をあげる連携における各領域の態勢を示す。

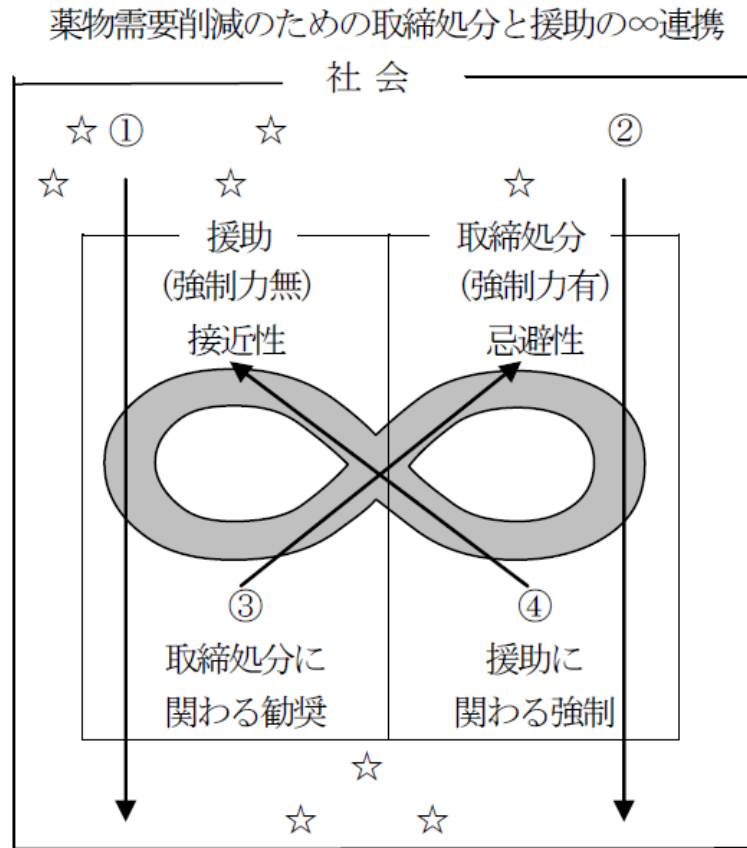
取締処分側は、将来の規制薬物使用を防ぐために強力な指導を行い、既遂の規制薬物使用は厳正に取締り、処分においては罰則だけでなく対象者に応じて援助へのかかわりを適切な強制力を持って指導する。

援助側は、対象者による既遂の規制薬物使用を取締機関に通報せず、援助の提供を優先し、また、対象者の同意が得られれば取締側職員に対象者の存在と規制薬物使用傾向を伝え、これを将来の規制薬物使用に対する抑止力として利用する。

7) 各領域が発揮する機能と設定される要素

上記の態勢により、取締処分側は、強制力による取締と処分を行って、法による抑止力の発揮と薬物乱用者を対応体系に強制的にかかわらせるところを受け持ち、援助側は、強制力をもたずに援助を提供して、薬物乱用者を対応体系に受容的に招き入れ、関係を保つところを受け持つ。それらの自領域の機能を発揮しながら、他方の領域にはその領域の機能の発揮を期待することで補完的に協力がなされ、処遇環境に両領域の持つ要素を同時に設定することが可能になる。このように、規制薬物乱用者を体系内に導入して適正な処遇に設定する体系を【図1】に示す。

【図1】

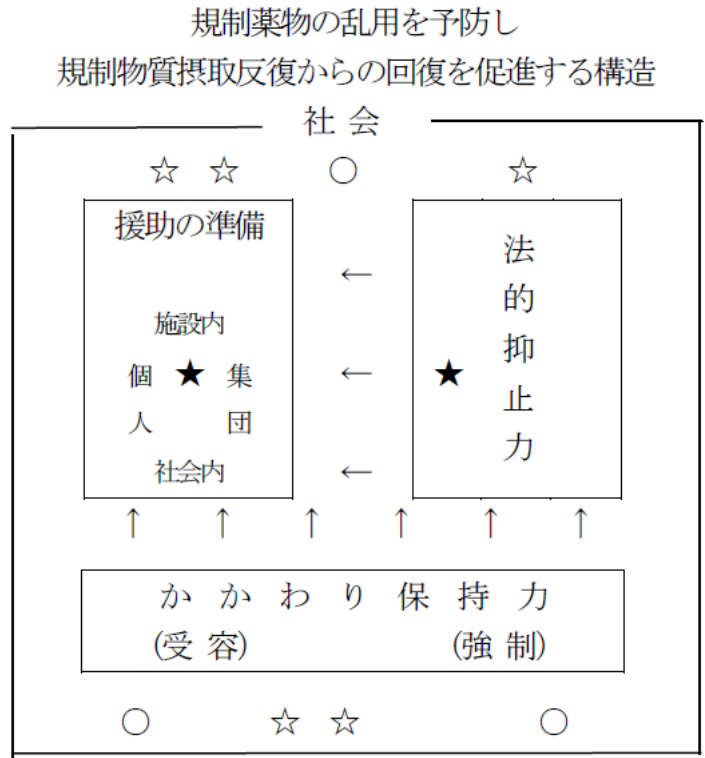


∞連携は社会内にいる薬物乱用者☆を、援助側からは受容的に、取締処分側からは強制的に対処体系に導入し、各領域の働きかけにより∞の流れに乗せる。

援助側による単独の働きかけを①で、補完的な働きかけを③で、取締処分側による単独の働きかけを②で、補完的な働きかけを④で表した。これらの①～④を円滑につなぐと∞型になるので、平井は上記の態勢によって成立する体系を∞連携と名付けた。

また、上記態勢に正確に従うことにより、援助・法的抑止力・それらへのかかわり保持力が個々に応じて適切に加減されて提供されることとなり、様々な規制薬物乱用者に対応できる構造が成立する。この構造を【図2】に示す。

【図2】



各領域が∞連携に正確に従うことにより、連携体系にかかわった薬物乱用者はいずれかの★に位置し、適切な種類の援助、将来の規制薬物乱用に対する法による抑止力、それらへのかかわり保持力が、個々に応じて加減され、提供される。連携体系にかかわっていない社会内の薬物乱用者☆及び一般人○にも、法による抑止力は提供される。